

## ヒルフェ通信(5月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



### ◆行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて

行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて、総務省より各所へ通知文書が発出され、「行政書士は業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことができます。(財産管理業務又は成年後見人等業務は行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務に該当します。)」ということが明記されました。(※紙面の都合上、詳細は本誌の市民法務部よりの業務情報ページ等をご参照ください。)

これにより、これまで相続手続きや遺言書作成支援、成年後見人等業務を行う実務の現場で、当該業務の根拠が不明確であるとの指摘を受けるなどして、業務の遂行に支障をきたすことがありましたが、今回の通知により、関係各所への理解の促進が図られるものと思われま

す。ただし、これは「誰でもできるようになった」ということではありません。もとより成年後見人等は受任にあたり特に資格等を必要とするものではありません。「業として成年後見業務を行うことができる」ということは、職業後見人としてよりいっそう専門的能力と高い倫理観を持って業務を遂行していかなければならないということであると考えます。ヒルフェでは、そのことを自覚し、今後も研鑽を重ねて参ります。

### ◆ヒルフェ第三者委員会が開催されました

令和5年3月30日(木)午前10時～午前11時05分、「令和4年度 第2回ヒルフェ第三者委員会」を開催しました。今回の主な議題は、(1)ヒルフェの活動について (2)法人後見事業部からの報告でしたが、成年後見に関する厚生労働省の考え方、家庭裁判所や各自治体の関係機関との関わり方などについても活発な意見交換が行われ、今後のヒルフェの活動を確認する機会となりました。

はじめに、遠藤委員長より、「成年後見制度は現在流動的で過渡期にあり、今後数年間で変わる可能性がある。スポット後見が実現されるか注視しながらその対応についてもヒルフェは準備を進めていくべきである。」と今後の方向性についてご提案をいただきました。

続いて、山崎理事長からヒルフェの活動について、「東京都行政書士会からヒルフェの活動を周知していただきたいとの都予算要望において、都知事から成年後見への取り組みについて予算をつけているので、ヒルフェの活動にも利用してもらいたいと直接お話があった」、また、ヒルフェの活動全体について資料に沿って説明が行われました。

法人後見については、寺田理事から資料に基づいて新規2件を含めた法人後見案件についての報告が行われ、青木理事からは予算の執行状況について説明が行われました。

今後のヒルフェの事業について、遠藤委員長から「任意後見に中心を移すべきだ」という考え方が進んできている。ヒルフェ会員には任意後見の考え方をマスターしておいてほしい。現在、後見制度については、弁護士・司法書士・社会福祉士の3士会を中心に動いているが行政書士が加わって4士会になるよう、家裁に認めてもらうことが大事である。家裁立川支部が認めてくれたように、引き続き本庁にも働きかけていくべきである。各自治体の権利センターから頼りにされるようなヒルフェとしての取り組みが必要と思われる。」また、佐々木委員からは、「家裁立川支部で行われる後見人の会議や家裁の家事部などの会議にも参加するようになったほうがよい。」とのご提案がありました。会議の終わりに、雨谷副理事長から「ヒルフェ会員は研修等で後見業務の研鑽を積んでいるが、ヒルフェの会員以外も成年後見に取り組む機会の増加が予想されており、事故なく後見業務に取り組んでいくことが大切である」との発言がありました。次回は、6月22日(木)の定時総会後に開催予定であることを確認して第三者委員会を終えました。

### ◆令和5年度 定時総会のお知らせ

次の日程で、定時総会が開催されます。詳細は改めてご連絡します。

日時：令和5年6月22日(木)午後1時30分～(予定) 場所：東京都行政書士会館講堂